

指定管理者一覧(平成25年12月市議会定例会指定)

番号	施設の名称	新規/更新	指定管理者となる団体	指定の期間		公募/非公募	非公募の適用基準()	担当課
1	信州国際音楽村ホールこだま	更新	一般財団法人 信州国際音楽村	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	丸子地域教育事務所
2	信州国際音楽村生涯学習の里研修センター							
3	信州国際音楽村公園	新規						
4	上田市天下山マレットゴルフ場	更新	公益社団法人 上田地域シルバー人材センター	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	公募	-	丸子地域教育事務所
5	上田市真田温泉健康ランドふれあいさなだ館	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	真田地域教育事務所
6	上田市武石森林公園マレットゴルフ場	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	武石地域教育事務所
7	上田市技術研修センター	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	商工課
8	上田市塩田の館	更新	西塩田地区営農活性化推進組合	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	観光課
9	上田市鹿教湯健康センター	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H29.3.31	3年間	非公募	2(1)	丸子産業観光課
10	上田市鹿教湯温泉国民宿舎鹿月荘	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H29.3.31	3年間	非公募	2(1)	丸子産業観光課
11	上田市丸子物産館	更新	社会福祉法人 まるこ福祉会	H26.4.1 ~ H36.3.31	10年間	非公募	2(1)	丸子産業観光課
12	上田市武石温泉うつくしの湯	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	武石産業観光課
13	上田市武石番所ヶ原スキー場	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	武石産業観光課
14	上田市岳の湯温泉雲浜荘	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H29.3.31	3年間	非公募	2(1)	武石産業観光課
15	上田市武石巢栗溪谷緑の広場	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	武石産業観光課
16	上田市室賀温泉スタンド	更新	一般財団法人 上田市地域振興事業団	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	農政課
17	上田市農林漁業体験実習館	更新						
18	上田市森林センター	更新	信州上小森林組合	H26.4.1 ~ H36.3.31	10年間	非公募	2(1)	森林整備課
19	上田市真田林業会館	更新	信州上小森林組合	H26.4.1 ~ H36.3.31	10年間	非公募	2(1)	森林整備課
20	上田市真田農林産物展示販売施設	更新	信州うえだ農業協同組合	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(1)	真田産業観光課
21	上田市真田の郷農村交流館	更新	竹室自治会	H26.4.1 ~ H36.3.31	10年間	非公募	1	真田産業観光課
22	上田市相染閣	更新	別所温泉観光協会	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	公募	-	健康推進課
23	上田市真田地域活動支援センター	更新	社会福祉法人 上田市社会福祉協議会	H26.4.1 ~ H31.3.31	5年間	非公募	2(3)	真田健康福祉課
24	上田市母子寮	更新	社会福祉法人 上田明照会	H26.4.1 ~ H29.3.31	3年間	非公募	2(3)	子育て・子育て支援課
25	上田市染屋交流センター	更新	染屋自治会	H26.4.1 ~ H36.3.31	10年間	非公募	1	市民参加・協働推進課
26	上田市本原地区コミュニティ消防センター	更新	大畑自治会	H26.4.1 ~ H36.3.31	10年間	非公募	1	真田消防署

()非公募の適用基準

条例及び指針に規定する公募に適さないと認められる場合の具体的事例として、公募の効果である経済合理性以上に、次に掲げる政策目的等を重視すべき施設を基準とする。

1 地域コミュニティの活性化を目的とした施設

地域住民の交流等による地域の活性化や地域自治の振興を目的とする施設(地域密着型施設)であり、地域住民団体が管理運営を主体的に担うことで施設効用の発揮につながるもの

2 設置目的や設置経過等から競争になじまない施設

- (1)設置目的:特定団体が管理・運営することで施設の設置目的が効果的に発揮できる施設
- (2)設置経過:特定団体が関与することで設置に至った施設
- (3)利用状況:施設利用者が特定・限定されるなどの面から管理者の継続性を重視すべき施設
- (4)専門性:事業内容が特に専門性を有する施設